

令和2年度第2回大船渡市国民健康保険運営協議会（書面開催）

1 開催期間 令和2年5月28日（木）から6月3日（水）まで

2 議 題

(1) 諮問第1号 大船渡市税条例の一部を改正することについて

諮問第 1 号

大船渡市税条例の一部を改正することについて

大船渡市税条例の一部を改正することについて、大船渡市長から諮問を受けたので、本協議会の審議に付します。

令和 2 年 5 月 28 日

大船渡市国民健康保険運営協議会長

大船渡市税条例の一部を改正する条例の説明要旨 (国民健康保険税分抜粋)

1 本則

| 改正条項 | 改 正 要 旨 | 施行期日 |
|--------------|--|----------------|
| 第140条 | <p>(保険税の課税額) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて定めるもの。</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">課税限度額</div> <p style="text-align: center;">【現 行】 【改正後】</p> <p style="text-align: center;">医療分 61万円 ⇒ <u>63万円</u></p> <p style="text-align: center;">介護分 16万円 ⇒ <u>17万円</u></p> <p>※後期高齢者支援金分（現行：19万円）は改正なし</p> | 公布の日施行 |
| 第161条 | <p>(保険税の減額) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について定めるもの。</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">軽減判定所得</div> <p>5割軽減 【現 行】 基準額33万円 + 28万円 × 被保険者数 【改正後】 基準額33万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数</p> <p>2割軽減 【現 行】 基準額33万円 + 51万円 × 被保険者数 【改正後】 基準額33万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数</p> | 公布の日施行 |
| 附則 第18条の6 | <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 租税特別措置法の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、関係条項を追加するもの。</p> | 令和3年1月 1日施行 |
| 附則 第19条 | <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 附則第18条の6の改正に伴い、引用条項を整理するもの。</p> | 令和3年1月 1日施行 |

2 附則

| 改正条項 | 改 正 要 旨 | 施行期日 |
|------|------------------------|--------|
| 第1条 | この条例の施行期日を定めるもの。 | |
| 第8条 | 国民健康保険税に関する経過措置を定めるもの。 | 公布の日施行 |

大船渡市税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税分抜粋）

（大船渡市税条例の一部改正）

第1条 大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|--|---|
| 1 | <p>（保険税の課税額）</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> | <p>（保険税の課税額）</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> |

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|
| | <p>イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～へ [略]</p> | <p>イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～へ [略]</p> |
| 3 | <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第19条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34</p> | <p>附 則</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第141条、第144条、第146条及び第161条の規定の適用については、第141条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第161条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第19条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34</p> |

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------------------|---|---|
| | <p>条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> | <p>条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | | |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分並びに附則第5条及び附則第8条の規定 公布の日
- (2) [略]
- (3) 第1条中表3の項の改正部分及び第2条中表1の項の改正部分並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4)～(5) [略]

(国民健康保険税に関する経過措置)

第8条 第1条(表1の項及び表3の項の改正部分に限る。)による改正後の大船渡市税条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。